

目次

第二章 総則（第一条—第七条）	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第八条）
第三章 （第九条・第十条）	まち・ひと・しごと創生本部（第十一条—第二十条）
第四章 附則	まち・ひと・しごと創生本部（第十一条—第二十条）
第五章 第一章 総則（目的）	この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となつていてることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。（基本理念）

第一条	まち・ひと・しごと創生は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となつていてることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。
第二条	まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
一	国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
二	日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつづかゝり、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
三	結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
四	仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
五	地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
六	前各号に掲げる事項が行われるに当たつては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
七	前各号に掲げる事項が行われるに当たつては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
（国の責務）	國は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）	地方公共団体は、基本理念にのつとり、まち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行なう努めなければならない。
（主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。）	國は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

第五条（事業者の努力）
事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第六条（国民の努力）
国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(法制上の措置等)

第七条	国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
第二章 総則（まち・ひと・しごと創生総合戦略）	まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
第一条	まち・ひと・しごと創生は、まち・ひと・しごと創生に関する目標
二	まち・ひと・しごと創生に關する施策に關する基本的方向
三	まち・ひと・しごと創生総合戦略
（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）	都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
（都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策）	都道府県は、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
二	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
三	都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な目標
（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）	市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実

情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する基本的的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する必要な事項

が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するためには、市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

まち・ひと・しごと創生本部

（設置）

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関する事務

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務

（組織）

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもつて組織する。

（まち・ひと・しごと創生本部長）

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（まち・ひと・しごと創生副本部長）

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（まち・ひと・しごと創生副本部員）

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

（資料の提出その他の協力）

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）
第十八条 本部に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）
第十九条 本部に係る事務については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣總理大臣とする。

（政令への委任）
第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）
附則 第十九条 本部に係る事務は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣總理大臣とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）
2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 令和三年五月一九日法律第三六号 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。